

地下タンク貯蔵所構造設備明細書

事業の概要		①			
② タンクの設置方法		タンク室 ・ 直埋設 ・ 漏れ防止			
③ タンクの種類		鋼製タンク ・ 強化プラスチック製二重殻タンク 鋼製二重殻タンク ・ 鋼製強化プラスチック製二重殻タンク			
④ タ ン ク の 構 造 、 設 備	形状	常 圧 ・ 加 圧 (kPa)			
	寸 法	容 量			
	材 質、板 厚				
	外 面 の 保 護				
	危 険 物 の 漏 れ 検 知 設 備 又 は 漏 れ 防 止 構 造 の 概 要				
	通 気 管	種 別	数	内 径 又 は 作 動 圧 mm kPa	
	安 全 装 置	種 別	数	作 動 圧 kPa	
	可 燃 性 蒸 気 回 収 設 備	有 () ・ 無			
液 量 表 示 装 置		引 火 防 止 装 置	有 ・ 無		
タンク室又はタンク 室以外の基礎、固定 方法の概要		⑤			
注 入 口 の 位 置		⑥	注 入 口 付 近 の 接 地 電 極	⑦ 有 ・ 無	
ポンプ設備の概要		⑧			
配 管		⑨			
電 気 設 備		⑩			
消 火 設 備		⑪			
工事請負者住所氏名		⑫ 電話			

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「直埋設」とは、地下貯蔵タンク（二重殻タンクを含む。）をタンク室以外の場所に設置する方法（地下貯蔵タンクを危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置する方法を除く。）をいう。

3 「鋼製強化プラスチック製二重殻タンク」とは、令第13条第2項第2号イに掲げる材料で造った地下貯蔵タンクに同項第1号ロに掲げる措置を講じたものをいう。

【地下タンク貯蔵所構造設備明細書 記入要領】

- ① 「事業の概要」欄は、当該地下タンク貯蔵所を設置している事業所等の主たる事業概要を記入し、かっこ書きで貯蔵目的を記入する。
(例) 塗料の製造(原料原油の貯蔵) / 医薬品製造業(製品の貯蔵) / 産業廃棄物処理業(燃焼炉(一般取扱所)にて消費する燃料の貯蔵)等
- ② 「タンクの設置方法」欄は、該当するタンクの設置方法を○で囲む。
- ③ 「タンクの種類」欄は、該当する貯蔵タンクの種類を○で囲む。
- ④ 「タンクの構造、設備」欄は、次により記入する。(長さを記入する際の単位はmm)
- a 「形状」は、タンクの形状について記入する。
(例) 円筒縦型 / 円筒横型 / 角型等
- b 「常圧・加圧(kPa)」は、当該タンクの貯蔵方法を○で囲み、加圧の場合はその圧力を記入する。ただし、正圧又は負圧で5kPaを超えないものについては加圧には該当しない。
- c 「寸法」は、次の例により記入する。
(例) 【円筒横型】内径、胴長、鏡出
- d 「容量」は、危政令第5条の規定により算定されたタンクの容積を記入する。
なお、中仕切りタンクである場合は、かっこ書きで各室の容量を記入する。
(例) 30,000 L (20,000 : 10,000) 等
- e 「材質、板厚」は、タンクのそれぞれの部分の材質及び板厚を記入する。
(例) 【円筒横型】胴板 SS400 6.0mm、鏡板 SS400 6.0mm、仕切板 SS400 9.0mm 等
- f 「外面の保護」は、危規則第23条の2に規定する地下貯蔵タンクの外面の保護の概要を記入する。
なお、電気防食若しくは内面ライニング又は危険物保安技術協会の試験確認等を受けている場合は、かっこ書きでその旨を記入する。
(例) ・危告示第4条の48 第1項第4号に示す、強化プラスチックによる被覆厚さ2mm以上
・プライマー塗布の上、エポキシ樹脂+ヘッシェンクロス2mm以上(内面ライニング)
・タンク外面さびどめ塗装、アスファルト+アスファルトルーフィング1cm以上(電気防食(外部電源方式))
・SFタンクの被覆(KHK試験確認) / FFタンクの被覆(KHK試験確認) 等
- g 「危険物の漏れ検知設備又は漏れ防止構造の概要」は、危政令第13条第1項第13号若しくは危政令第13条第2項第1号イ又はロに規定する、危険物の漏れを検知する設備又は危政令第13条第3項に規定する、危険物の漏れを防止することができる構造について該当するものの概要を記入する。
なお、全国危険物安全協会の性能評価を受けた常時監視装置である場合又は危険物保安技術協会の試験確認等を受けている漏洩検知装置である場合は、かっこ書きでその旨を記入する。
(例) ・漏洩検知管を4箇所に設置
・磁歪式液面センサーによる高精度液面計により、常時監視を行う(全危協評第〇〇号)
・危規則第24条の2の2第4項に示す、漏れ検知設備専用のオイルリークモニターを設ける。

・タンク本体に設けられたフロート式漏えい検知装置にて、タンク本体の検知層にて漏油を検知する。(KHK試験確認)

・工場製作した鉄筋コンクリート製の枠体内にタンクを設置し、枠体の内側に漏れ防止用コンクリートを打設する。漏洩検知管はその枠体の外側に4本を設置する。等

h 「通気管」は、設置された通気管の種別(無弁又は大気弁付)、内径、設置数を記入する。

なお、大気弁付通気管である場合は作動圧を記入する。

i 「安全装置」は、当該タンクが圧力タンクである場合に、安全装置の種類、設置数、作動圧を記入する。該当しない場合は斜線で抹消する。

j 「可燃性蒸気回収装置」は、当該地下タンク貯蔵所に可燃性蒸気回収装置がある場合は有を○で囲み、かつこ内にその設備の概要を記入する。

(例) ベーパーリカバリー／可燃性蒸気液化回収装置等

k 「液量表示装置」は、タンクに設置した液面計の形式又は種類を記入する。

なお、全国危険物安全協会の性能評価を受けた常時監視装置である場合は、かつこ書きでその旨を記入する。

(例) フロート式液面計／磁歪式デジタル液面計／磁歪式高精度液面計による常時監視(全危協評第○○号)等

l 「引火防止装置」は、設置された通気管に引火防止装置がある場合は有を○で囲む。

⑤ 「タンク室又はタンク室以外の基礎、固定方法の概要」欄は、それぞれの場合の概要を記入する。

(例) 【タンク室】・頂版、底版、側壁、厚さ300mmの鉄筋コンクリート造。タンク室床はコンクリート製枕を2カ所設け、鋼製バンド2本をφ16×4本のアンカーにて固定する

【タンク室以外】・基礎は鉄筋コンクリート造とし、土間コンクリート厚300mm、固定方法は6mm×65mm中の鋼製タンクバンド2本、16mmアンカーボルト4本で固定する・プレキャスト枠体に一体形成された基礎台に固定等

⑥ 「注入口の位置」欄は、当該タンクに移動タンク貯蔵所等から危険物を受け入れる注入口がある場合に、当該受入口の設置場所(遠方注入口又は直上注入口の別)及び設置場所が防油堤の内側か外側かを記入する。

なお、製造所から配管により危険物を受け入れる場合はその旨を明記する。

(例) 屋外遠方注入口／屋外直上注入口／なし(○○棟(製造所)から配管で受入れ)等

⑦ 「注入口付近の接地電極」欄は、注入口付近にローリーアース等がある場合は有を○で囲む。

⑧ 「ポンプ設備の概要」欄は、当該タンクの受払いを行っているポンプの設置位置、種類、最大吐出量、電動機の出力及び防爆構造、設置数等の概要を記入する。

(例) ・屋外、歯車ポンプ、25 L/min、0.4 kw(耐圧防爆構造)×1基

・ポンプ室(専用建築物)、渦流ポンプ、40 L/min、0.75 kw(安全増防爆構造)×2基

・別途一般取扱所(屋上)のポンプ設備にて移送等

⑨ 「配管」欄は、危険物を取り扱う配管の材質又はJIS記号、外面の腐食を防止するための措置等を記入する。また、地下埋設配管の場合は塗覆装、コーティング、電気防食等について記入する。

(例) 【地上部分】SGP(さび止め塗装)／圧力配管用炭素鋼鋼管(さび止め塗装)

／JIS G 3452（白管）／S U S 等

【埋設部分】ポリエチレン被覆鋼管（溶接部ペトロラタム含浸テープ被覆）／P L P管（電気防食）等

⑩ 「電気設備」欄は、危政令第9条第1項第17号に規定する、電気工作物に係る法令に基づく電気設備の防爆構造の種類及び個数等を記入する。ただし、添付書類等により詳細が明らかになっている場合は、総合的に「電気設備技術基準により設置」と記入することができる。

⑪ 「消火設備」欄は、危政令別表第5の消火設備の区分のうち、当該地下タンク貯蔵所に設置したもの及びその設置数を記入する。

（例）第5種消火設備（A B C粉末10型）×2個等

⑫ 「工事請負者住所氏名」欄は、設置者等から工事を請け負った法人の名称、主たる事業所の所在地及び工事の責任者又は担当者の氏名、電話番号を記入する。